

# 建設水道常任委員会

令和3年6月8日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎奥村 容子	○齋藤 文夫	中川 靖広
嶋田 善行	井上 卓也	木澤 正男
伴 議 長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田中 弘二
同 課 長 補 佐	平本 吉男	都市創生課長	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	上下水道課長	猪川 恭弘
同 課 長 補 佐	上田 和弘		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、井上委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておられますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名をいたします。

署名委員に嶋田委員、井上委員のおふたりに指名をいたします。おふたりには、よろしく願いをいたします。

本日予定をしております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

まず初めに、1. 付託議案、（1）認定第2号 町道認定及び廃止についてを、議題といたします。

理事者の説明を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林  
課長

それでは、認定第2号 町道の認定及び廃止について、ご説明申しあげます。最初に議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

建設農林  
課長

本議案につきましては、いかるがパークウェイの管理区分について、国と覚書を締結したことにより新たに3路線を道路法第8条第1項の規定により町道に認定するものであり、同法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。また、町道1路線を道路法第10条第1項の規定により、廃止をお願いするもので、道路法第8条第2項の規定を準用する同法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

それでは、整理番号の順に、各路線の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料1をごらんください。

資料の1ページが認定する3路線及び廃止する1路線の一覧表でございます。2ページが認定する各路線の位置図、3ページが廃止する路線の位置図、4ページ、5ページが、各路線の詳細図となっております。

資料の4ページ、右上に整理番号1から3と記載しております資料により認定路線の説明をいたします。まず、整理番号1の町道586号線ですが、本路線は、斑鳩町稲葉西1丁目478番2先を起点とし、稲葉西2丁目403番1先を終点とする延長216.1メートル、最大幅員が14.2メートル、最小幅員が5.5メートルの道路でございます。次に、整理番号2の町道587号線ですが、本路線は、斑鳩町稲葉西1丁目479番2先を起点とし、稲葉西2丁目403番1先を終点とする延長246.8メートル、最大幅員が9.5メートル、最小幅員が5.5メートルの道路でございます。次に、整理番号3の町道588号線ですが、本路線は、斑鳩町稲葉西2丁目379番7先を起点とし、同所379番7先を終点とする延長8.9メートル、最大幅員が15.3メートル、最小幅員が9.6メートルの道路でございます。

続きまして、5ページの資料により廃止路線の説明をいたします。整理番号4が廃止する町道502号線ですが、本路線は、斑鳩町稲葉西2丁目422番1先を起点とし、稲葉西1丁目361番1先を終点とする延長433.3mで、いかるがパークウェイの整備に伴い廃止するものでございます。

以上、認定第2号 町道の認定及び廃止についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、原案どおり認定及び廃止いただきますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 黄色い色付けしてくれてあるところが、今、認定する部分でええのかな。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林  
課長

そうでございます。

中川委員

この白いところは国道というんか、パークウェイと、あとは国の国有地という認識でええの。

建設農林  
課長

黄色の線のまん中にパークウェイの本線がございまして、これが高架の道路になっておりまして、これが国が管理する国道、また黄色の両端、黄色の線の北側と南側に白い歩道部分がございまして、これにつきましては国の管理する歩道となっております。

中川委員

これパークウェイ整備するときに、この黄色の町道の認定するところも国が整備してんやんな。

建設農林  
課長

そのとおりでございます。

中川委員

これは費用負担はないの、町の。

建設農林  
課長

基本的に、もともと町道があった部分の現況復旧ということで、町の費用負担はございません。

委員長

ほかによろしいですか。 木澤委員。

木澤委員

認定そのものには別に異議はないんですけど、これってここには書いてないけれども、一方通行になっているんですかね。

委員長

手塚建設農林課長。

建設農林  
課長

北側の路線につきましては、東に向かって一方通行、南側の町道につきましては、西へ向かっての一方通行となっております。

木澤委員 たぶん地元の人らはわかってはるし、いろいろ作る時にもお話聞いてはると思うんですけど、よそから通ろうと思ったときに、こないだちょっと通ってみたんですけど、一方通行になっているのがちょっとわかりにくいかなと思ったんですけど、何かそんな声って聞いてないですか。

建設農林課長 1件、北側の道に関しまして、パークウェイ本線から下っていったところの一部分で、ちょっと一方通行かどうかというのがわかりにくいという点が最近問い合わせでございまして、それにつきましては、現在看板の位置とか白線でわかりやすく処理する等の処置を今、警察と協議し検討しているところでございます。それ以外は、特に一方通行等々でわかりにくいといった問い合わせ等はございません。

木澤委員 整備されて今後、やっぱり、ここじゃない、人が通るときにそういう声があるかもしれませんので、また随時対応をお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。  
本庄都市創生課長。

都市創生  
課長

おはようございます。それでは、継続審査 都市基盤整備事業に関すること  
についてご報告を申しあげます。

はじめに、いかるがパークウェイの整備についてでございます。

三室、紅葉ヶ丘区間におきましては、引き続き、側道からの町道部分について、電線共同溝の工事を行っているところでございます。次に、五百井、興留区間について、引き続き、事業用地の取得に向け、地権者、権利関係者との交渉が進められているところでございます。なお、埋蔵文化財の発掘調査につきましては、奈良国道事務所、奈良県、斑鳩町の三者による協議を行いまして、早期に調査を実施するため、昨年度と同様、町で発掘調査を受託し、実施するよう調整を進めているところでございます。次に、事業促進にかかる要望活動について、7月から8月にかけて、国及び県に対し、令和4年度政府予算編成に関する要望活動も行っていく予定をしております。

次に、JR法隆寺駅周辺整備についてでございます。

前回の本委員会でご報告させていただきました、奈良県と斑鳩町とのまちづくりに関する連携協定に基づく、まちづくり基本構想の策定にかかる業務委託につきまして、去る5月27日に入札を執行し、落札者である玉野総合コンサルタント株式会社奈良事務所と契約を締結いたしましたので、ご報告をさせていただきます。引き続き、県との協議、調整を継続的行いますとともに、できるだけ早期に、まちづくり基本構想を策定できるよう進めてまいります。

今後、進捗に合わせまして、適時、本委員会にもご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上、継続審査 都市基盤整備事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。  
木澤委員。

木澤委員

パークウェイの関係で1点確認をさせていただきたいんですけども、県道から東側の地域が測量調査についても反対の意思を示してはって、計画自体を見直してほしいということ、昨年の国が開いた説明会の際にですね、意見があがっていて、国のほうもそれについては直接担当のほうで判断ができないので、評価委員会の中で結果が出たら報告をするという形になっているんですけど、国のほうの評価委員会が年間数回開かれるということで、どの段階でいかるがパークウェイ、このバイパスが議題にあがるかわからないという返事で、こちらのほう、そこの住民さんもちよっとやきもきしてはるんですよ、町で情報収集していただいて、どの、何月の評価委員会にパークウェイが議題にあがるよというのがわかりましたら、できれば事前に情報いただきたいなと思うんですけど、それは可能ですかね。

都市創生  
課長

奈良国道事務所にも一度確認をさせていただきまして、予定等が既になにに決まっている、あるいは一定情報提供させていただける内容がございましたら、ご報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

ほかにございせんか。 井上委員。

井上委員

再度確認なんですけど、五百井、興留区間の買収の進捗率ですね、何パーセント、それといつぐらいをめどに工事のほうを完了するという話、めど、教えてもらえませんかでしょうか。

都市創生  
課長

今現在、8割の用地買収が進んでいるということで、認識をしております。  
また、工事の関係につきましては、用地買収等々の進捗状況によるかと思えます。また、今年度予算ですべての用地を購入できるという状況には至っておりませんので、その後に国のほうの予算のつき方をもって工事の予定が決まってくるというようなところで、今、現時点では具体的に何年度から工事に入るというようなことは、奈良国道事務所のほうからもいただいてないということでご理解お願いしたいなと思えます。

委員長

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第23号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

都市建設  
部長

それでは、議案第23号 令和3年度 斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてのうち、当委員会の所管に関することにつきまして、ご説明申しあげます。補正予算書の事項別明細書により説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

歳入でございます。第15款 国庫支出金 第2項 国庫補助金 第1目 総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で7千万円の増額で、地域振興券発行にかかる補正でございます。

次に、第22款 町債 第1項 町債 第1目 総務債 第1節 文化振興センター設備改修事業債で670万円の増額で、いかるがホールトイレ改修工事にかかる補正でございます。

次に、歳出でございます。9ページをお願いいたします。第2款 総務費 第1項 総務管理費 第6目 企画費 工事請負費で、677万7千円の増額補正をお願いするものでございます。指定避難場所感染症対策事業として、いかるがホールの和式便器トイレの洋式化を行う費用でございます。

次に、11ページをお願いいたします。第6款 商工費 第1項 商工費 第2目 商工業振興費で8,822万円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしまして、5月の委員会でご報告いたしました、(仮称)斑鳩町地域振興券の発行事業に要する費用で、第10節 需用費で案内チラシ等の

印刷製本費として、39万7千円、第11節 役務費で、郵送等の通信運搬費として、522万円、第12節 委託費で、地域振興券の作成、換金等の業務委託として280万3千円、第18節 負担金補助及び交付金では、2万8,500人に1,400円の地域振興券を2枚、合計2,800円分の振興券費用、7,980万円を計上いたしております。

最後に、4ページをお願いいたします。第2表 地方債補正でございます。下段の(変更)でございます。起債目的 1、文化振興センター設備改修事業補正前限度額4,750万円に670万円を加え、補正後限度額を5,420万円に変更をお願いするものでございます。先ほどご説明いたしました、いかるがホールトイレ改修工事に伴う補正でございます。

以上、議案第23号 令和3年度 斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてのうち、当委員会所管に関するものについての説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 地域振興券ですけど、前回やっていたクーポン券と同じように郵送という形でやっていただいて、事務費が以前のプレミアム商品券と比べてだいぶ安くなっているというふうにお聞きしているんですけども、実際、率的にはどれぐらい変わっているのか、ざくっとで構いませんので教えてもらえますか。  
事務費の比率ですね、全体の事業費における。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生 のちほどお答えさせていただきます。

課長

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長

議案第23号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）は、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認いたします。

次に、（2）斑鳩町コミュニティバスの利用状況について、理事者の報告を求めます。 本庄都市創生課長。

都市創生  
課長

それでは、各課報告事項の2つ目でございます、斑鳩町コミュニティバスの利用状況につきまして、ご説明をさせていただきます。本日、お配りしております、資料2、斑鳩町コミュニティバス利用状況をお願いいたします。

資料の1ページ1、コミュニティバス実証運行期間の利用状況の1の1、利用者数の比較についてでございます。昨年度、令和2年度は、4月から、王寺駅への乗入れを行いますとともに、一部運行ルートの見直しを行ったところでございます。令和2年度のコミュニティバスの利用状況でございますが、令和2年4月7日から5月25日までの緊急事態宣言の発令に伴う公共施設の臨時休館など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、年度当初の4月と5月の2か月間の利用者数は、対前年度1,639人、42%の減となったところでございます。6月以降、利用者数は回復をし、最終的に、令和2年度の利用者数は、1年間で22,738人となり、対前年度654人、2.8%の減となったところでございます。1便あたりの平均利用者数は、令和元年度は、16.3人、令和2年度は、15.8人となっております。

2ページをお願いいたします。1の2、月別利用者数の比較でございます。グラフ青色の令和2年度では、利用者が最も多い月が、10月の1日あたり78.8人、最も少ない月が緊急事態宣言下であった4月の1日あたり36.8人となっております。次に、1の3、曜日別利用者数の比較でございます。令和元年度、令和2年度とも、概ね同じ傾向であり、火曜日と金曜日の利用者が多く、日曜日の利用者が少ない結果となっております。

3ページをお願いいたします。1の4、王寺駅の乗降客数でございます。令和2年度の1年間で、王寺駅からの乗車客数は4,138人で、月平均344.8人、降車客数は5,228人で、月平均435.7人、乗車客数と降車客数の合計は9,366人で、月平均780.5人となっております。4ページをお願いいたします。1の5、笠町、王寺駅乗継助成金実績と王寺駅乗入れ

に伴う奈良交通への負担金実績です。令和元年度の笠町、王寺駅乗継助成金の合計は239,700円で、1年間で1,263人のご利用がございました。令和2年度における王寺駅乗入れに伴う奈良交通への負担金の合計は177万4,770円で、利用人数は1年間で9,366人となっております。

5ページをお願いいたします。1の6、バス停別利用者数の比較でございます。このページでございます2つの表は、乗車又は降車する利用者が多いバス停を、それぞれ上位10番目まで抽出したものでございます。

令和元年度は、乗車降車ともに、ふれあい交流センターが最も利用者が多くございましたが、令和2年度は、乗車降車ともに王寺駅が最も多くご利用いただいたバス停となっております。6ページをお願いいたします。1の7、バス停乗降車数の比較でございます。6ページには、令和2年度の乗車降車数の多いバス停の順番に並べ、令和元年度と比較をして、整理をしております。

7ページをお願いします。1の8、料金支払い方法として、運賃収入にかかる現金、ICカード、回数券のそれぞれの割合を表したものでございまして、現金での支払いが最も多く、ついでICカードでの支払いとなっております。

以上、斑鳩町コミュニティバスの利用状況についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 7ページのところの1日フリー券の利用率1.8%となっておりますけど、これは主に観光客の方ですか。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 申し訳ございません、どういった方がご購入されたかまではちょっと把握してないということで、よろしくお願ひいたします。

木澤委員 時期的に6月に1.8%ということで。作って使っていただけるのはありが

たいんですけど、また傾向等掴んでいただきたいんで、お願いしておきます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 これ王寺駅の乗降客が多いということなんですけども、笠町から王寺駅に行っってはる人なんか、それともほかから乗って最終的に王寺で降りられる、また王寺から乗られて笠町で降りられるんやなしに、笠町以外のところで降りられる、その人数割合っていうのわかりますか。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 本日お配りしております資料の6をご覧くださいと思います。こちらで、令和元年度と令和2年度のそれぞれの乗降客数の比較をさせていただいております。例えば乗車でございましたら、左の乗車でございましたら、上から5つ目の河藪橋が対前年度153.6%、三室山下が138.8%、龍田ネオポリス130.2%、竜田大橋193.1%、その下の龍田ネオポリス口145.5%、またもう少し下っていただきまして三室休日診療所120.7%等々となっております。また、降車のほうですが、上から7つ目の河藪橋が268.5%、中段ネオポリスが178%、下っていただきまして例えば西里のほう196.6%ということで、今現在、アンケート等で乗車場所、降車場所というようなことで取れてない状況ではございますけれども、今、嶋田委員さんおっしゃっていただきますように、笠町からの乗降客ということではなくて、多方面から王寺駅のほうに乗っておられる、今回、王寺駅に乗り入れることによりまして、新たなニーズが出てきていると、ニーズに対応させていただいているということで、認識をしているところでございます。

嶋田委員 わかりました。これ見るとやはり龍田地区の方が王寺に行かれるいう形ですね。この東回りっていうんですか、AなんかBなんかちょっとわからへん、東回りの方が利用されているということは、これではちょっと読み取れませんか。そこらへんどういうふうにご考えてはります。

都市創生課長　こちらのほうですけれども、東の方でございます。例えば昨年度、短期間ではございましたけれども、アンケート等も取らせていただいています。また、王寺駅乗入れ後、問題はないかということで、職員も乗車させていただきながら、確認もさせていただいております。その中で確かに全体的には西側の方のご利用が王寺駅に対しては、多いのかなというところではございますけれども、興留地区の方が王寺のほうまでお買い物されたりとかいうことも実際に確認もしておりますので、割合としては少ないのかなというところではございますけれども、一定、東の方もご利用いただいているということで、今後コロナウィルス等の収束状況等が落ち着きましたら、あるいはそのあたりでどういった形で利用状況が変わってくるのか、引き続き効果検証等もしっかりとはかっていきたいなと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

委員長　　伴議長。

議　長　　7ページの料金ですけど、以前も一度聞いたことあるように思いますが、料金を払われている方、利用者の中の比率ですな、そんなに大きくなかったと思いますけど、そのあたりどれぐらいの方が料金払ってくれてますのやろ。

都市創生課長　一昨年度はおおむね70歳以上の方が8割程度だったかと思っておりますので、逆に言いますと、2割程度の方が料金をお支払いをいただいておりますというところかなと思っております。昨年度で確認をいたしますと、70歳以上の方がアンケート調査ではございますが67.8%となっておりますので、31.2%の方が乗車料金のほうをお支払いいただいているということでございます。

議　長　　もう1点。無料で中学生まででしたかな、子どもたちの利用はあるんですかな。ちょっと高齢者のほうに目がいってます、支援で。いってますけれども、やはりいろんな形で子どもたちというのもひとつ利用というのを促進していかなあかん部分があると思うんですが、そのあたりどんな状態ですやろ。



業は不採択となったところです。採択されましたのは、奈良斑鳩里めぐりMAPの作成、ホームページの掲載、欧米観光見本市等への出展、東京斑鳩リレーセミナーの開催、海外向けサイトへのPR記事の掲載の4事業でございまして、そのうち、海外向けサイトへのPR記事の掲載において、②でございませぬ、MATCHAへのPR記事の掲載が新たに採択されたところであり、事業拡充してすすめてまいりたいと考えております。その他の事業概要は資料のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、地域文化財総合活用推進事業、世界文化遺産の採択結果についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 不採択になった理由っていうのは、わかりますか。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 県にも確認をしております、基本的にはこのコロナ禍ということもあるのかなというところではございますけれども、基本的には新規事業には厳しい採択結果になっているというところで確認をしているところでございます。

委員長 ほかによろしいでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(4)令和2年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。本庄都市創生課長。

都市創生課長 それでは、令和2年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告につきましてご説明申し上げます。資料の4をお願いいたします。

斑鳩町文化振興センターにつきましては、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を指定管理者とし、管理運営を行っております。斑鳩町文化振興財団の令和2年度の事業報告については、本会議初日にご報告させていただいたところですが、本日は、指定管理者の事業報告につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、資料の1ページ、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間にかかります、斑鳩町文化振興センター施設管理運営費でございます。

まず、収入の部といたしまして、指定管理料収入、使用料収入、また、令和2年度では、その他収入として、新型コロナウイルス感染症にかかる支援金等として、町からの指定管理者感染症対策支援金30万円、文化振興センター設備維持支援金1千万円、さらには、文化施設の感染症防止対策事業にかかる国庫補助金15万6千円の計1,045万6千円を含め、収入合計は、1億959万7,263円となっております。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、使用料収入は昨年度を大きく下回り、対前年度比1,292万9,359円、58.9%の減となったところでございます。

次に、支出の部でございます。支出合計は、対前年度74万6,903円増の1億766万5,099円となっております。令和2年度では、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の利用件数が減少したことから、空調設備等にかかります光熱水費は昨年度より減少をしておりますが、舞台運営管理業務委託料や、再リース契約としていた施設管理システム等の更新による使用料及び賃借料の増などにより、委託料と事務費を合わせまして、対前年度274万7,919円4.6%の増となっております。一番下でございます。収支差額は、193万2,164円となっており、この指定管理料収益額につきましては、文化振興財団補助金に充当し、精算を行っております。

裏面、2ページをお願いいたします。こちらは、斑鳩町文化振興財団にかかります収支計算書前年度比較、また、3ページには自主文化事業及び友の会会員数の推移をお示しさせていただいております。議会初日の文化振興財団事業報告と内容が重複等しますので、説明は割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町文化振興センター指定管理者の事業報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長

次に、(5) 令和2年度斑鳩の里観光案内所(法隆寺iセンター)及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。  
本庄都市創生課長。

都市創生  
課長

それでは、令和2年度斑鳩の里観光案内所(法隆寺iセンター)及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告についてご説明をさせていただきます。

資料5をお願いいたします。はじめに、1ページの3でございます。管理業務の実施状況と利用状況についてでございます。まず、(1)管理についてでございます。一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として当該施設の運営管理を行っております。観光案内所、法隆寺iセンターにつきましては、6人のローテーションを組み、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、安全安心な受入体制を整備し、円滑かつ的確な案内誘導を行っております。また、三井観光自動車駐車場につきましては、日々の清掃や除草を行い、適正な管理を行っております。次に、(2)運営についてでございます。観光案内所につきましては、JR法隆寺駅案内所との連携に努め、町内県内等の観光情報また行事等の情報発信はもとより、公共交通機関の運行状況に関する情報把握など、細やかな対応を行っております。三井観光自動車駐車場につきましては、法輪寺との情報共有を図り、日々対応していただいております。

次に、(3)利用状況についてでございます。資料の2ページをお願いいたします。斑鳩の里観光案内所、法隆寺iセンターの利用状況についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年度の入場者数は34,909人で、前年度比で約60%の減少となっております。また、法隆寺iセンターの2階にございます多目的ホールの利用回数は92回で、前年度比で約39%の減少となっており、利用料につきましては、4万5千円で、前年度比で約86%の減少となっているところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。指定管理事業に係る収支につい

てでございます。収入の部といたしましては、指定管理料、iセンター利用料及び新型コロナウイルス感染症にかかる町からの感染症対策支援補助金を含み、合計2,181万3千円で、支出の部につきましては、iセンター及び観光自動車駐車場を合わせて、合計1,831万3,887円となっております。収支差額は、349万9,113円で、補助金事業へ充当し、精算を行っております。

以上、簡単でございますが、令和2年度斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。

( な し )

委員長 次に、(6)損害賠償の額の決定について、理事者の報告を求めます。  
猪川上下水道課長。

上下水道 それでは、各課報告事項(6)損害賠償の額の決定についてご報告申しあげ  
課長 ます。去る、令和3年3月29日に神南5丁目14の36付近の交差点におき  
まして発生しました、上下水道課の公用車と三室休日診療所の軽自動車との事  
故につきまして、示談が成立いたしましたので、報告させていただきます。

はじめに過失割合でございますが、道路の状況と左方優先が適用され、上下水道課の車両が4割、三室休日診療所の車両が6割となっております。

次に、損害の額でございますが、三室休日診療所の車両につきましては、その車両を修理した場合の費用が59万3,296円でありましたが、今回の事故は物損事故でございますので、物損事故の賠償請求が車両の時価額を上限とすることから、損害額が36万円となりまして、その額の4割であります14万4千円を上下水道課のほうから賠償金として支払うこととなっております。

また、上下水道課の車両につきましても同様の算定方法によりまして、修理費用が39万7,731円でございますので、時価額から、損害額は14万

9千円でありましたので、その6割でございまして8万9,400円が賠償金として支払われることとなっております。また、上下水道課の車両の修理費用から、賠償額を差し引きしました30万8,331円につきましては、加入しております車両共済金から支払われることとなっておりますので、修理費用に要する費用につきましては、一時的に支払いはございますが、全額、保険によって賄われることとなっておりますので、下水道事業会計による負担はございませんので、すみやかに対応してまいりたいと考えております。

なお、損害賠償の額が100万円未満でございましたので、斑鳩町下水道事業の設置等に関する条例第6条によりまして、担当常任委員会での報告とさせていただきますので、よろしく願い申しあげる次第でございます。

以上、公用車事故の損害賠償額の決定についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長

ほかに、理事者側から何か報告しておくことはございませんか。

本庄都市創生課長。

都市創生

都市創生課の方から1点、報告事項がございます。

課長

その前に、先ほどご質問いただきました地域振興券の事務費の割合ということで、まずはご報告させていただきます。昨年度に行いました第1弾のクーポン券でございます、総事業費が3,333万359円、事務費が225万2,759円、事務費の割合は6.8%となっております。次に第2弾のクーポン券でございます、総事業費が1億4,428万6,780円、事務費が752万4,180円で事務費の割合は16.9%となったところでございます。

今回の地域振興券の関係でございます。予算ベースで申しあげますと、補正予算の要求額が8,822万円、事務費が842万円ということで、事務費の割合は9.5%と、このようになっているところでございます。

木澤委員 わかりました。けっこうです。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 続きまして、都市創生課から、聖徳太子1400年御遠忌事業につきましてのご報告でございます。聖徳太子1400年御遠忌事業として、2021年3月の21日に予定しておりました「和のあかり」、また4月の10日に予定しておりました金剛流の能楽公演につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、延期としておったところでございます。本日は、延期後の実施内容等の予定につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、金剛流の能楽公演についてでございます。開催日は、令和3年9月の22日の水曜日、開催時間は、午後6時から8時30分までといたします。開催場所は、法隆寺様のご協力を賜り、当初の予定と同じく中門前に舞台を設営してまいります。公演の演目につきましては、斑鳩の里が発祥とされる金剛流の宗家によります、能楽 井筒、狂言の口真似、半能 春日龍神を予定をしております。また、観覧募集人数につきましては、350名を予定しております。応募多数の場合は、抽選とさせていただく予定としております。

次に、「和のあかり」についてでございます。開催日は、令和3年11月の6日、土曜日と7日、日曜日の2日間、開催時間は、午前10時から午後8時までといたします。開催場所は、同じく法隆寺様のご協力を賜り、南大門前及び法隆寺参道、また法隆寺iセンターを予定しております。実施内容につきましては、和のあかりを灯し、聖徳太子がとなえた和を以て貴しと為すの心を想い、聖徳太子を町全体で偲ぶことを目的として、現在、調整中ではありますが、聖徳太子関連の展示やPR等を行ってまいりたいと考えております。

なお、和のあかりの同日には、奈良県におきまして、文化を基盤とした地域活性化と、奈良県への来訪者数の増加を図るため、法隆寺を会場として、聖徳太子ゆかりの伝統芸能を披露する聖徳太子没後1400年事業の中核イベントを実施される予定とされております。現時点では、実施内容は決定していないとのことで確認をとっておりますが、当町の「和のあかり」と同時に開催することで、法隆寺かいわいの賑わいと聖徳太子1400年御遠忌の機運の醸成に

つながるものと考えております。

周知につきましては、町広報誌及びホームページ、県民だよりなどに加え、様々なSNSを活用し、幅広く周知していく予定をしております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑み、開催の是非につきましては、柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、聖徳太子1400年御遠忌事業についてのご報告といたします。  
よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。  
次に、4. その他について、各委員さんから質疑・ご意見等がありましたらお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 先日、住民さんからお電話いただいたんですけども、今、藤ノ木古墳の周辺に、ここ2、3年で特に家が建ってきているということで、なんとか周辺の景観を守れないかということでご相談をいただきまして、できれば議会でもそういう声を上げてほしいということでお願いされてまして、ちょっとお聞きしたいんですけども、今、あそこの藤ノ木古墳の周辺ですね、エリア的にどういう位置付けになっているんでしょうかね。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 地域地区といたしましては、市街化区域の第一種低層住居専用地域となっております。また、第三種風致地区の規制がかかっておりまして、建ぺい率40%、緑地率20%、高さ制限10m、さらには道路後退距離2m、外壁後退距離1mとなっております。また建物、建築物に関してましては勾配屋根でございましたりとか、瓦屋根、また外壁の色等々について一定の規制がかかっている地域ということでご認識いただければと、このように思います。

木澤委員 一定の規制というんですかね、風致のエリアではあるということですね。あと住宅が建っていつているという状況なんですけども、今、北側のほうはまだ住宅が建っていない部分があるんですけど、そこについては今、状況としてはどうですかね。

都市創生課長 今、おっしゃっていただいている藤ノ木古墳から突きあたりいきまして、北側につきましては、市街化調整区域とこのようになっております。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時50分 休憩 )

( 午前9時51分 再開 )

委員長 再開いたします。  
本庄都市創生課長。

都市創生課長 申し訳ございません。先ほどの「市街化調整区域」といったのは誤りでございましたので、訂正させていただきます。「市街化区域」というふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 木澤委員。

木澤委員 私の聞き方も悪かったのかもわかりませんが、ちょうど藤ノ木古墳の隣接

している北側ですね、先日見に行きますと、地質調査みたいなのをやってはったんですけども、そこはもう開発申請は出ているのでしょうか。

都市創生課長　こちらのほうは、開発の申請が出ておまして、先般2月には事前協議完了、また申請のほうも出ているという状況でございます。

木澤委員　住民の方からはなんとか景観を守れないかということでご相談をいただいたんですけども、今、そういう状況の中で、今後、町として景観を守っていくということで、どんなことができるのかなと思っていたんですけども、今すぐに答えるのは難しいかもしれませんが、何かできることがあったら協力できないかなと思うんですけども、町として、あそこの地域についての、当然、総合計画なり、マスタープランなんかでも位置づけはされてますけども、今後、景観を守るためにしていけるような方策があるのか、今すぐに答えられなかったらあれですけど、一応、見解お尋ねしておきたいと思います。

都市創生課長　当該地域につきましては、先ほど申しあげました風致地区でございましてりとか、建物等々についても一定の私権を制限をするような形でまちなみにご協力をいただくというようなことで、規制をかけさせていただいている地域でございまして、現状、規制の更なる強くかけるというようなことは現状難しいのではないかなと、このように認識をしているところでございます。

木澤委員　町としてできることには限りはあると思うんですけども、一応住民の皆さんから、やはりあそこの藤ノ木古墳の周辺も含めて景観を守っていきたいという声がありますので、その声についてはちょっと紹介させていただいて、私のほうでもですね、何かできることがないか今後検討していきたいと思っておりますので、その件については認識いただきますようお願いをしておきます。

委員長　他にございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

( 午前9時56分 閉会 )